

障害者グループホームと医療 との連携体制構築について

平成30年3月19日

練馬区福祉部障害者施策推進課

検討の目的等

1 検討の背景

- 医療的ケアを必要とする障害者の多くは、訪問看護などの医療的ケアを受けつつ、家族による介護により、在宅で生活
- 障害の重度化、高齢化→医療的ケアを必要とする障害者が増加。（例）嚥下機能の低下による経管栄養の導入
- 家族の高齢化→24時間の医療的ケアは、家族（特に母親）の体力的にも不安
- 医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる障害者入所支援施設が増えない。

医療的ケアを必要とする障害者を地域で支えていく仕組みを構築する必要
⇒ グループホームでの受入れの仕組みを検討

2 検討会の目的等

- 医療的ケアが必要な障害者に医療的ケアを行う生活支援員（看護師等）を配置したグループホームを支援するとともに、医療との効果的な連携について検討する。平成29年度から開始
⇒ 東京都医療連携型グループホーム事業を活用
- 関係機関が、医療的ケアが必要な障害者を受け入れるグループホームでの生活の現状と課題を把握し、必要な支援や医療機関との連携の構築などについて検討。今年度は2回実施
※関係機関
グループホーム、在宅医療機関、訪問看護事業所、日中活動系サービス事業所、計画相談支援事業所、総合福祉事務所、障害者施策推進課（事務局）

医療的ケアについて

1 医療的ケアについて

- 生きるために医療的ケアと医療機器を日常的に必要とする方がいる。
- 「医療的ケア児」について ※児童福祉法（平成28年改正）
人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児
- 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度（社会福祉士及び介護福祉士法）
介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できる。その他、特別支援学校の教員も、医療的ケアができる。
(実施可能な行為)
たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
⇒ たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
- ★一般的に医療的ケアと呼んでいる医療行為の範囲（重症心身障害の超重症児（者）・準超重症児（者）の判定スコアを参考）
・たんの吸引 ・導尿 ・人工呼吸器管理 ・気管内挿管、気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ ・酸素吸入
・ネブライザー ・経管栄養（経鼻・胃ろう） ・中心静脈栄養 ・人工透析 ・人工肛門 など

2 検討会で取り扱う「医療的ケアの範囲」

- 介護職員等による喀痰吸引等の範囲にとどまらず、日常的に医療を要する状態にある者に対して行う医療行為（介護職員等が喀痰吸引等研修を終了しなくても可能な服薬などを除く。）のこと。
- 医療設備が十分でないグループホームにおいて、安全を保ちながら生活するために必要な取組やその限界についても協議

医療的ケアを実施するグループホームについて①

1 グループホームの状況

- (1) 事業所
住所は区内。5人×2ユニット（定員10人）
- (2) 入居者の状況
10人すべて障害支援区分6。知的障害がメイン。肢体不自由の者もいる。
（内訳）
 - ・日常的に医療的ケアが必要な者1人
 - ・週に1回程度の医療的ケア（浣腸）が必要な者5人
- (3) グループホームの職員体制

	（常勤）男	（常勤）女	（非常勤）男	（非常勤）女	合計
看護師	0	0	1	11	12
喀痰吸引等 研修修了者	1	2	0	4	7
一般の支援 員	1	0	5	10	16
合計	2	2	6	25	35

月2～5回の勤務である非常勤職員が多い状況

- (4) グループホームをのぞく関係機関による支援の状況
訪問看護→週6日

医療的ケアを実施するグループホームについて②

2 課題

(1) 運営に関すること

- ① 医療的ケアへの関係者が多く、関係者での情報の共有や適切な伝達が難しい。
- ② 訪問看護の看護師への負担が大きい。
- ③ 医療上の判断に迷うときがある。医師が複数人（指示書を出す医師、入院先の医師、回診医など）いる場合、どの医師の指示で動けばよいか、看護師等は迷ってしまう。
- ④ 他の入居者も医療行為（浣腸）が必要であり、特定の曜日と時間に集中しやすい。
- ⑤ 利用者の希望や職員の配置体制の確保の課題から、土日の支援は一部実施。今後の見通しを立てて、計画的に土日の支援を実施する必要がある。
- ⑥ 地域で暮らすことは、グループホーム（自宅を含む。）と日中活動先との往復だけでよいのか。本人の望む生活ができる工夫が必要ではないか。

(2) 地域体制について

- ① 常勤の看護師を募集しても集まらない。
- ② 障害者（児）に対応した訪問看護事業所が少ないのではないか。

(3) 研修体制について

喀痰吸引の実技研修にあたり、指導する看護師と受講する介護職員の時間の調整が難しい。

今後の方向性と予定

1 今後の方向性

- 各委員からあがった課題について協議
- 医療的ケアが必要な方を受入れができるグループホームは、どのような支援モデルをつくればよいか検討する。
- 医療的ケアが必要な方がグループホームで生活するための支援体制について、関係機関等への周知を行う。

2 予定

- 検討会は、年3回程度を予定
- 関係機関（例：訪問看護事業所）等に対する本取組の周知は、年1回を予定。実施内容は、検討会で検討する。